

10 遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧



遺言書保管ファイルの記録の閲覧

遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、法第4条第1項の申請に係る遺言書に係る遺言書保管ファイルに記録されている次の事項を**法務省令で定める方法**により表示したものの閲覧の請求をすることができます（政令第4条第1項、省令第24条）。

遺言書保管ファイルに記録されている事項（法第7条第2項、省令第20条、準則第24条）

◆ 遺言書の画像情報

- ◆ 遺言書に記載されている作成の年月日
- ◆ 遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）
- ◆ 遺言書に次に掲げる者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所
 - ・ 受遺者
 - ・ 遺言執行者（民法第1006条第1項の規定により指定された者）
- ◆ 遺言書の保管を開始した年月日
- ◆ 遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号
- ◆ 遺言者の戸籍の筆頭に記載された者の氏名（外国人である場合を除く。）
- ◆ 遺言書に法第9条第1項第2号（受遺者を除く。）及び第3号（遺言執行者を除く。）に掲げる者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所
- ◆ 申請書に記載された事項のうち受遺者等又は遺言執行者等の出生年月日及び会社法人等番号

法務省令で定める方法（省令第24条、第22条）

- ◆ **出力装置の映像面に表示する方法**となります。

- ◆ 遺言書保管官又はその指定する**職員の前**でさせることとなります。



遺言者の生存中は、遺言者以外の者は閲覧不可



遺言者の死亡後は、関係相続人等から閲覧を請求することができます。



閲覧の請求先

- ◆ 特定遺言書保管所**以外**の遺言書保管所の遺言書保管官に対しても**請求可**（政令第4条第2項）

全国全ての遺言書保管所に請求が可能です。

10 遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧



遺言者の出頭及び本人確認

代理人不可

遺言者は、遺言書保管所に**自ら出頭**して行わなければなりません。また、遺言書保管官は、**請求者が本人であるかどうかの確認をします**（政令第4条第4項、法第5条）。

遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

◆以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。



遺言書保管官は、**書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成**しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないとされています（準則第17条）。

◆上記に掲げるもののほか、**以下の要件を全て満たす書類を提示する方法**

- 官公署から発行され、又は発給された**書類**その他これに類する書類であること。
- 上記書類に**氏名及び出生の年月日又は住所の記載**があり、**本人の写真が貼付**されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして**遺言書保管官が適当と認めるもの**であること。



請求書

請求書・書類の提出

遺言書原本の閲覧と同じ

遺言者は、その旨を記載した**請求書**及び**書類**を添付して遺言書保管官に**提出**しなければなりません（政令第4条第3項、省令第23条、第21条）。



¥

手数料の納付

政令で定める額の手数料金**1,400円**（収入印紙）を「手数料納付用紙」に貼ってしなければなりません（政令第4条第5項、法第12条、省令第52条、別記第12号様式）。